（様式12）　　（指定管理者が記入する様式）

令和２年度　ほどがや地区センター　収支予算書

（R2. 4. 1～R3. 3. 31）

収入の部　　（税込、単位：円）

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
指定管理料	39,708,000		39,708,000		39,708,000	横浜市より
利用料金収入	4,110,000		4,110,000		4,110,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）収入	428,000		428,000		428,000	
自主事業収入	0		0		0	
雑入	1,140,000	0	1,140,000	0	1,140,000	
印刷代	205,000		205,000		205,000	
自動販売機手数料	718,000		718,000		718,000	
駐車場利用料収入	0		0		0	
その他（広告ラック収入・預金利息）	217,000		217,000		217,000	
収入合計	45,386,000	0	45,386,000	0	45,386,000	

支出の部

科目	当初予算額 (A)	補正額 (B)	予算現額 (C=A+B)	決算額 (D)	差引 (C-D)	説明
人件費	24,762,000	0	24,762,000	0	24,762,000	
給与・賃金	22,708,000		22,708,000		22,708,000	館長・副館長及び時給職員
社会保険料	1,600,000		1,600,000		1,600,000	
通勤手当	415,000		415,000		415,000	常勤職員
健康診断費	21,000		21,000		21,000	常勤職員
勤労者福祉共済掛金	18,000		18,000		18,000	
退職給付引当金繰入額	0		0		0	
事務費	1,410,000	0	1,410,000	0	1,410,000	
旅費	10,000		10,000		10,000	出張旅費
消耗品費	610,000		610,000		610,000	事務消耗品費
会議賄い費	20,000		20,000		20,000	
印刷製本費	150,000		150,000		150,000	
通信費	165,000		165,000		165,000	電話代・郵送料等
使用料及び賃借料	243,000	0	243,000	0	243,000	
横浜市への支払分	88,000		88,000		88,000	目的外使用料等
その他	155,000		155,000		155,000	リース経費等
備品購入費	80,000		80,000		80,000	
図書購入費	0		0		0	
施設賠償責任保険	22,000		22,000		22,000	
職員等研修費	57,000		57,000		57,000	
振込手数料	10,000		10,000		10,000	
リース料	0		0		0	
手数料	3,000		3,000		3,000	
地域協力費	40,000		40,000		40,000	地域イベントの協力費等
事業費	947,000	0	947,000	0	947,000	
自主事業（指定管理料充当の自主事業）費	947,000		947,000		947,000	
自主事業費	0		0		0	イベントの実施
管理費	10,636,000	0	10,636,000	0	10,636,000	
光熱水費	6,200,000	0	6,200,000	0	6,200,000	
電気料金	4,000,000		4,000,000		4,000,000	
ガス料金	1,100,000		1,100,000		1,100,000	
水道料金	1,100,000		1,100,000		1,100,000	
清掃費	640,000		640,000		640,000	定期清掃費
修繕費	874,000		874,000		874,000	
機械警備費	187,000		187,000		187,000	
設備保全費	2,735,000	0	2,735,000	0	2,735,000	
空調衛生設備保守	1,067,000		1,067,000		1,067,000	
消防設備保守	136,000		136,000		136,000	
電気設備保守	814,000		814,000		814,000	
害虫駆除清掃保守	78,000		78,000		78,000	
駐車場設備保全費	0		0		0	
その他保全費	640,000		640,000		640,000	植栽管理
共益費	0		0		0	
公租公課	2,821,000	0	2,821,000	0	2,821,000	
事業所税	0		0		0	
消費税	2,821,000		2,821,000		2,821,000	
印紙税	0		0		0	
その他（　　）	0		0		0	
事務経費　（計算根拠を説明欄に記載）	3,440,000	0	3,440,000	0	3,440,000	
本部分	3,440,000		3,440,000		3,440,000	労務・経理等の本部事務経費
当該施設分	0		0		0	
ニーズ対応費	1,370,000		1,370,000		1,370,000	
支出合計	45,386,000	0	45,386,000	0	45,386,000	
差引	0	0	0	0	0	

自主事業費収入				0		
自主事業費支出				0		
自主事業収支				0		

管理許可・目的外使用許可収入				0		
管理許可・目的外使用許可支出				0		
管理許可・目的外使用許可収支				0		

（様式２）

事業計画書　表紙

令和２年度横浜市ほどがや地区センター　指定管理者事業計画書			
申込年月日　令和２年３月３日			
団体名	一般社団法人　**保土ケ谷区区民利用施設協会**		
代表者名	会 長　畑尻　明	設立年月日	平成２３年　６月１５日
団体所在地	〒240−0064　横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目 20 番地４　丸華ビル 301		
電話番号	（045）442 － 7571	FAX 番号	（045）442 － 7570
沿　　革	平成 7年　区民利用施設の管理と生涯学習の普及を目的に保土ケ谷区区民利用施設協会を設立し、横浜市からの委託により以下の施設の管理運営を開始する ほどがや・西谷・初音が丘地区センター、峯・笹山小学校ｺﾐｭﾆﾃｨﾊｳｽ、川島町公園こどもログハウス・瀬戸ケ谷スポーツ会館（7施設） 平成 11 年　横浜市の委託により桜ケ丘コミュニティハウスと今井地区センターの管理運営を開始 平成 17 年　横浜市委託によりくぬぎ台小学校コミュニティハウスの管理運営を開始 平成 18 年　指定管理制度の導入に伴い保土ケ谷区内の地区センター条例施設5、こどもログハウスの指定管理者に選定される。 平成 23 年　一般社団法人格取得 平成 24 年　保土ケ谷公会堂の指定管理者に選定され、管理運営を開始 西谷地区センター(建替え)の指定管理者に選定され、管理運営を開始		
業務内容	一般社団法人保土ケ谷区区民利用施設協会は、「区民利用施設の管理運営及び地域における区民の自主的な活動の支援をすることにより、区民を主体にした活力とふれあいのある快適な地域社会に寄与すること」を目的として区民の代表者で構成された法人を運営しています。この目的を達成するため、区民の皆様の声を広く伺い運営に反映することを目指し次の事業を行っています。 ① 区民文化創造活動を支援する公益団体として、音楽・芸能・美術・工芸・文学・語学・健康・福祉・スポーツなど幅広い分野の自主活動を促進・支援するとともに、地区センター、公会堂等の区民利用施設を運営することにより、区民に活動の場を提供しています。 ② 区民利用施設をより有益に活用していただくための企画・提案と、施設の維持管理・運営を行う事業を展開しています。 ③ 文化創造のほか、幅広い生涯学習の企画・運営を行い、そこからサークル活動を促し、その活動支援と活動の場所を提供する事業を行っています。 ④ 保土ヶ谷区の地域連携を促進する事業、地域コミュニティを醸成する事業、地域福祉の増進を図るための事業を、地域の各種団体と連携して行っています。 ⑤ そのほか、区民を主体とした活力、ふれあい、安心安全のある快適な地域社会を形成するために必要な事業を展開しています。		
担当者 連絡先	**氏　名**　北井　登紀子　　**所　属**　ほどがや地区センター **電　話**　045-333-0064　　**ＦＡＸ**　045-520-1650 **E-mail**		

(1)　指定管理者に関すること
　ア　指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について
　イ　指定管理者の業務におけるほどがや地区センター指定管理業務の位置づけ
　ウ　指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

ア　指定管理者の経営方針、業務概要、主要業務、特色等について

当法人は、平成７年に任意団体としてスタートし、平成 23 年 6 月 15 日一般社団法人保土ケ谷区区民利用施設協会として法人格を取得しました。団体の目的は「区民利用施設の管理運営ならびに地域住民の自主的な活動の支援を通じて、活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与する」です。地域に密着した施設運営を行うため「これまで以上に心の豊かさを育む公共施設にしたい」を掲げ、次の経営方針に基づき運営しています。

（ア）区民の自主的活動の支援を通して、活力とふれあいのある地域コミュニティの醸成に寄与します。
（イ）利用者のニーズに応え、満足度の向上に努めます。
（ウ）公正・公平、効率的かつ効果的な区民利用施設の管理運営を行います。
（エ）永続的に使命を果たすために、効率的で安定した経営を行います。

当法人は、区内１０か所の市民利用施設の指定管理者となっているため、保土ケ谷区全域のニーズを把握でき、各地域に不可欠なサービスを施設間連携で補完することが可能です。

イ　指定管理者の業務におけるほどがや地区センター指定管理業務の位置づけ

ほどがや地区センターは、歴史も古く区役所など公共施設の集まる区の中心部に立地していることから、法人の存立目的実現に欠くことのできない施設です。地域住民の交流を深め、地域社会の発展に貢献することを使命としている当法人にとって、当施設の運営は非常に大きな意味を持っています。

ウ　指定管理者が行った公の施設その他類似施設の管理運営に関する主な実績

当法人が保土ケ谷区で４半世紀にわたり区内の主要な区民利用施設を運営してきた実績は、決して他の事業者に劣ることはないと自負しています。現在は、区内 10 か所の施設を管理運営しており、施設運営のノウハウの蓄積、施設連携による相乗効果を発揮しています。なお、平成 31 年度の管理運営施設は次のとおりです。

現在管理運営している主な施設名	所在都道府県市区名	業務開始年月	業務区分
横浜市ほどがや地区センター	神奈川県横浜市保土ケ谷区	平成 ７年４月	指定管理
横浜市西谷地区センター	同　上	平成 ７年４月	指定管理
横浜市初音が丘地区センター	同　上	平成 ７年４月	指定管理
横浜市峯小学校コミュニティハウス	同　上	平成 ７年４月	受託管理
横浜市笹山小学校コミュニティハウス	同　上	平成 ７年４月	受託管理
横浜市瀬戸ケ谷スポーツ会館	同　上	平成 ７年４月	指定管理
横浜市川島町公園こどもログハウス	同　上	平成 ７年４月	指定管理
横浜市桜ケ丘コミュニティハウス	同　上	平成 11 年５月	指定管理
横浜市くぬぎ台小学校コミュニティハウス	同　上	平成 17 年５月	受託管理
横浜市保土ケ谷公会堂	同　上	平成 24 年４月	指定管理

※必要に応じ行を追加してください。

(2)　ほどがや地区センター管理運営業務の基本方針について

ア　設置目的、区政運営上の位置付け

イ　地域特性、地域ニーズ

ウ　公の施設としての管理

ア　設置目的、区政運営上の位置付け

地区センターは「地域住民が、自らの生活環境向上のために自主的に活動し、スポーツ、レクリエーション、サークル活動等を通じて相互の交流を深めることのできる場」であるとともに、保土ケ谷区政運営方針の「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を推進するための施設として「暮らしの安全・安心」「いきいきと健やかに暮らす」「地域連携の推進」の拠点としての役割を担うことを期待されています。これを実現するため、地域住民の自主的な活動を支援し、区民の相互交流を深め、地域の団体と連携を図り、地域の拠点としての役割を果たしていきます。

イ　地域特性、地域ニーズ

ほどがや地区センターのある地域は、保土ケ谷区の行政中枢部であり、商業地、大型の団地やマンション・古い住宅街等が混在する地域です。駅に近く住宅密集地であることから人口密度が高く、65 歳以上の人口が大きく増え、余暇・生きがい形成の場としての需要が多いところです。その反面、マンション開発により子育て世帯も増えていますが、地域の帷子小、峯小学校の学区に安全な遊び場が少ないため、子どもの居場所としても地区センターは大きな役割を担っています。さらに、交通の利便性が良いため、近隣ばかりではなく保土ケ谷区全域のニーズを考えることも不可欠です。

ウ　公の施設としての管理

（ア）「サークル活動及び個人利用を行う全ての市民が公平に利用できる施設運営」に努めます。

利用者会議・利用者アンケート・地域代表者による委員会で、地域や利用者の意見や要望を把握し、誰もが利用しやすい施設の運営を図ります。

（イ）「地域に貢献する施設づくり」に努めます。

地域の団体と連携し、地域課題に寄り添い解決に向けて公共施設として積極的に取り組みます。

（ウ）「利用者ニーズ・地域ニーズに即応すること」に努めます。

利用者や地域のニーズの把握に努め、適正で効果的・効率的に対処することを心がけ、常に「良質なサービス」を区民の皆様に提供できるよう努めます。

（エ）「利用者の安全確保」のために常に配慮・点検を行い、職員・スタッフ全員が緊急時も適切に対応できるよう定期的な研修を行います。

（オ）「誰もが生き生きと暮らすための生涯学習」を実施・支援します。受講者のニーズや流行に合った講座の開催、地域連携や健康づくりに役立つ内容も積極的に取り入れていきます。生涯学習を希望する来館者に、アワーズなどと協力しサークル紹介をします。

（カ）「地域の皆様への情報提供の場として」官公庁のパンフレット等の配架・掲示を行い、行政情報の広報に努めます。地域活動等身近な情報を地域に伝えられるよう情報収集に努めます。

（キ）「帰宅困難者の一時滞在施設」に指定されているため、大地震発生時の対応を整備し、大規模災害への備えを近隣自治会町内会と連携して対策を図るとともに、区役所や他の公共的施設等との連携を進めます。

(3)　組織体制

ア　管理運営に必要な組織、人員体制

ア　管理運営に必要な組織、人員体制

職員の配置は、利用者対応、安全の確保、及び館内維持管理のために必要最低限の人員を配置します。内訳は、館長１名、管理・企画を行う副館長２名、運営にあたるスタッフ１８名（運営スタッフ１６名、美化スタッフ２名）です。

人員は、利用状況と敷地の維持管理ををを考慮して、時間帯ごとに効率的効果的な体制を整備します。

（ア）ほどがや地区センターの職員配置

ほどがや地区センターは、敷地が広く、体育館３室と本館 14 室が別棟という特殊な構造です。放課後は敷地内が児童の遊び場になり、、駅や松原商店街への通路に利用されることも多く、地区センター利用者だけでなく、敷地全体の安全と美化にも留意を払う必要があります。

（イ）ほどがや地区センターの人員体制

効率性を重視しながら確実な施設運営を行うため、開館時間内は常時４人以上が勤務している体制を確保します。

館　長	常勤	１名	運営管理の総括、地域や他機関との連携、地域福祉の増進に係わる調査、企画及び調整、利用者様並びに地域の皆様の意見徴収、地域ニーズの調査・分析、苦情対応
副館長	常勤	２名	自主事業の運営、経理・庶務、受付、窓口サービス、職員の指導監督、苦情対応、利用者様の意見徴収
スタッフ(運営担当)	時給	１６名	・利用申込の受付・案内・応対、各種器具・備品の貸出と点検 ・館内外の整理・清掃、簡単な修理等の施設管理 ・館長・副館長の事務補助
スタッフ(美化担当)	時給	２名	清掃、施設内の簡易な修繕、植栽、地域や近隣の美化の協力

常勤職員：館長１人、副館長２人　計３人（週５日勤務,8 時 45 分～16 時 45 分、13 時～21 時）

シフト制により開館時間内は常勤職員が必ず在勤し、苦情や緊急時の対応を行います。

時給スタッフ：２班が隔週で勤務し、開館時間内は常時３人が勤務している体制を確保します。

○　7 時 15 分～10 時 30 分　１人（作業専任）

○　8 時 45 分～13 時 00 分　２人　　○　12 時 45 分～17 時 00 分　３人

○　16 時 45 分～21 時 00 分　３人　（計９人×２班、途中 15 分休憩）

※　２班が週ごとに交代勤務することで、休暇時も人員を確保しやすく、イベントや緊急時には円滑に増員できる態勢をとります。また、近隣在住者を採用しているため、地域情報を収集しやすい体制を確保し、さらに地域活動の人材を育成します。

（ウ）常勤職員及び時給スタッフ採用条件

人格に優れ、公共施設の管理運営に必要な知識を持つ者、地域福祉、生涯学習、そのほか地域社会に貢献する知識・技術を持つ者を公募又は運営委員会（地域代表者）の推薦により採用します。

(3)　組織体制

イ　個人情報保護等の体制と研修計画

イ　個人情報保護等の体制と研修計画

（ア）個人情報保護等の体制

当法人では、個人情報保護法及び横浜市条例に従い、当法人独自に「個人情報保護方針」とマニュアル「地区センターにおける個人情報保護の留意点（具体例・事例集）」を作成し、毎年研修を行い全職員へ周知徹底しています。

具体的な個人情報保護のための体制は次のとおりです。

①　利用者の個人情報の収集は必要最小限にとどめ、情報を収集する場合は必ず事前に利用目的と利用範囲を明示し、それ以外の使用はしません。

②　入館者記入表には、個人名記入を無くし、登録団体名簿も代表者の連絡先以外の個人情報は収集しません。保管している個人情報は、公共機関からの依頼でも本人の了解を得た場合以外は問合せに応じません。また、個人情報の収集を必要とする業務や、個人情報の開示を求められた場合などについては、職員個人の判断で行うことを禁止し、必ず館長決裁を受けることとしています。

③　取得した個人情報は、保存期間を定め安全に管理します。個人データの漏洩や滅失を防ぐために、個人情報が含まれるファイル・書類は必ず施錠できる書庫等に保管し、パソコンはパスワード設定と盗難防止の施錠をしています。個人情報の館外持出しは禁止しており、個人情報の保管と廃棄方法はマニュアルで定め、保管しない文書等は、速やかに事務所内でシュレッダー処理します。

④　お客様からの提案に記載された個人情報は、地区センター館内で厳正に保管し、意見の概要を掲示する際も個人が特定できないよう配慮します。

⑤　毎年、館長が、個人情報に関する法令の理解、具体例、個人情報漏洩時の罰則等を説明し、地区センター業務の中で個人情報を厳正に取り扱うことが求められていることを、職員全員が理解するよう研修を行っています。研修修了後には、職員全員が自己責任の自覚を認識するよう「個人情報保護に関する誓約書」を記入し横浜市へ提出します。

（イ）研修計画

◆ 採用時研修（保土ケ谷区区民利用施設協会が実施）

●業務研修　●個人情報保護　●救急救命・防災・防犯研修　●マナー研修　●人権研修

◆　年間研修（地区センター内で実施）

●避難・誘導訓練、消火訓練、救急救命及び AED 使用訓練

●市政・区政の理解、横浜市コールセンターの使用方法

●指定管理者連絡調整会議・館長会の連絡事項等の説明

●ヒヤリハット事例・利用者からのご意見及び対応の共有

●団体利用時の受付・施設点検の確認方法、個人利用時の注意点の共有

●利用者情報・対応方法の共有、など

(3)　組織体制

ウ　緊急時の体制と対応計画

（１）　事故予防計画・防犯計画・及び発生時の対応計画について

地区センターは乳幼児からお年寄りまで幅広い年代の方が利用するため、あらゆる危険から来館者を守る「安全最優先」が使命です。毎日の日常点検・チェック表記入、定期的に行う施設巡視を行い、事故の予防や発生時の対応についてマニュアル化し、職員スタッフ全員に研修・訓練を行っています。事故予防の観点からも、施設のバリアフリー化や危険箇所の修繕に心がけています。

開館時間中はスタッフが事故予防・防犯・防災のために１日３回以上の巡回点検を行っています。施設の内外に、防犯カメラを９台設置し監視を強化しています。閉館時は、施錠・安全確認を十分行い、セコムによる防犯・防火管理をしています。

（２）　大地震・その他の災害に備えた職員の研修・訓練内容

〇事故の予防対策と発生時の対応　〇救急法と AED 操作研修　〇防犯対策と発生時の対応
〇防火対策及び消火訓練　〇大規模地震発生時の対応～非常放送・誘導避難・安全確認・帰宅困難者対策　〇風水害発生時の対応　〇リスクマネージメント～地区センターにおけるヒヤリハット集

（３）　事故や傷病者発生時の対応

事故や急病等による緊急時は、119 番への適切な通報及び救命措置（ＡＥＤ操作含む）、救急車の誘導、来館者への協力要請を手分けして行う必要があるため、これらの役割分担など救命に必要な対応について研修を行っています。

このセンターは公園に隣接しているため、公園内でケガをする児童もあり、その対応や保護者に連絡がとれない場合に備えて小・中学校との連携を図っています。

事故が発生した場合は、再発防止に向けて原因を究明し、対応策の検討、マニュアルの見直し、職員スタッフ全員へ周知徹底を行います。事故発生時は、協会本部・区の担当課に速やかに報告します。

（４）　火事や地震などの発生時の訓練

消防署と防火設備業者の協力を得て、毎年１回消火訓練及び避難訓練を行います。

訓練の内容は、通報、警報、放送などによる来館者への周知、避難場所の選定・誘導、館内の残存者確認、消火、サークルごとの安否確認まで、一連の流れを全員で確認します。訓練を行いながら、現行マニュアルのチェックを行い、必要な修正や項目の加除を行い、常に現実に即したマニュアルの作成を心がけています。

（５）　大地震、風水害発生時の避難場所の確保について

大規模地震発災時は、帰宅困難者一時滞在施設及び地域防災拠点の保管施設であり、風水害発生時は地域住民の避難場所になっているため、区の災害対策本部の要請に応じて、閉館時も避難者の受け入れを行います。日頃から区の所管課と連携を取り、近隣自治会町内会とも連携した避難訓練を行っています。

今後は、他の近隣市民利用施設とも連携を図り、災害発生時には、より被災者に寄り添った情報提供等ができるよう連携を深めていきます。

(4)　施設の運営計画
　ア　設置理念を実現する運営内容
　イ　利用促進策

ア　設置理念を実現する運営内容

地区センターの設置理念である「地域コミュニティの醸成や地域の連携を促進させるための運営」について、区役所やアワーズが主催する様々な研修に参加し、専門的な知識や、現在の課題と解決のための知識を得て、他の施設と連携を強化し、地域力を高めることができるよう研鑽を積んでいきます。

子育て支援や、中学校区の学校家庭地域連絡会に参加し、保育園や学校との連携を強化します。小中学校の児童生徒の職業体験も、積極的に受け入れています。

この地域は保土ケ谷区の中枢部であり公営・民営の様々な施設があり、生活に便利な環境ですが、市街地で人口が多いため、放課後の小中学生の安全な遊び場所、高齢者の健康維持・生きがい支援の場が不足しています。関係機関、自治会町内会や地区社協等と連携を深め、地域住民全体の安全・安心と健やかな生活の確保ができるよう取り組んでいきたいと考えます。

事業評価としては、昨年度実施された第三者評価のアドバイス等を取り入れ、さらなる業務改善とサービスの向上等を図ります。

イ　利用促進策

（ア）小学生に対しては「子どもの居場所事業」が、さらに利用しやすいものになるよう遊具の点検・改善を行い、声かけと見守りを強化します。

（イ）中学生の健全育成事業に関しては、学校家庭地域連携の輪に加わり、小中学生の健全育成に地区センターを活用してもらうよう施設のＰＲ活動をしていきたいと考えます。

（ウ）高齢者支援については、自主事業や活動団体の紹介を通して、生きがいづくりの手助けを行います。

（エ）自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、子ども会などの地域の会議や、学校家庭地域連絡会、子育て支援委員会などの定例会に積極的に参加して地域の情報やニーズを把握し、地区センターができる役割を検討し、地域に対して情報提供し相互に協力できる体制を築きます。

（オ）広報やＷＥＢのみではなく、自治会町内会・商店街などの地域イベント協力、小学校の研修や施設見学、中学校や高校の職業体験など、あらゆる機会を通して利用促進を図っています。

（カ）サークル活動の相談やコーディネイト能力を向上し、現在活動している団体の継続支援、新規加入者の紹介、新規団体の活動支援を行います。会員募集を行うサークルには、チラシ掲示や地区センターだより掲載による地域への情報発信で支援します。

（キ）当法人が多くの地区センターなどの施設を管理運営することにより、区内の皆様へ、他の地区センターや地域の情報も発信でき、より幅広い情報提供ができます。地区センターのホームページをさらに見やすいものとし、有効活用し情報発信に努め、地区センターの利用促進につなげます。

（ク）読書活動推進事業への協力として、図書コーナーの充実を図るとともに、地区センターだよりに新刊書を掲載し図書コーナーの利用促進を図ります。

(4)　施設の運営計画

ウ　利用料金の設定について（地区センターのみ該当）

ウ　利用料金の設定について

利用料金は応募要項に示されたとおりの部屋別単価（横浜市が指定する利用料金換算法）により設定します。その理由は次のとおりです。

a　平成 26 年度の利用者アンケートでは、利用料について「高い 8%・適切 75%・安い 27%」と圧倒的に「適切・安い」の回答が多かったこと。このアンケート結果から、行政方針である「受益者負担」は、当センターの利用者様に十分ご理解いただいていると判断しています。また、有料化により利用者ニーズ対応費という予算が可能になったことで、ほどがや地区センターの美化と設備がはるかに充実したというご意見を利用者様から多くいただいています。

b　現状として午前と午後①の時間帯はほとんど満室状態となっていますが、午後②及び夜間の稼働率を上げ、利用料金収入の増加をめざします。

c　利用率の低い時間帯については、当日は空いている部屋の 1 時間利用ができること、2 週間以内の利用は予約の制限がないことなどを周知し、利用率の向上を図ります。

料金表

会場名			座席数	１コマあたりの利用料金（※１）	日・祝の午後②（※２）	１時間あたりの延長料金
本館	多目的室Ａ		２４	６００円	４００円	２００円
	多目的室Ｂ		３０	５１０円	３４０円	１７０円
	小会議室Ａ		１８	４２０円	２８０円	１４０円
	小会議室Ｂ		２２	４５０円	３００円	１５０円
	和室	全面利用		４８０円	３２０円	１６０円
		分割利用（１０畳）		２４０円	１６０円	８０円
	料理室		２５	６４０円	６４０円	３２０円
	音楽室		３０	８４０円	５６０円	２８０円
体育室	中会議室		４８	８４０円	５６０円	２８０円
	体育室	全面利用		１８９０円		６３０円
		分割利用 2/3 面		１２６０円		４２０円
		分割利用 1/3 面		６３０円		２１０円
	レクリエーションホール			５１０円		１７０円

（※１）　料理室は２時間、そのほかの会場は３時間の料金です。
（※２）　日曜・祝日の午後②は、全会場が２時間の利用料金です。

(4)　施設の運営計画

エ　利用者ニーズの把握と運営への反映

オ　利用者サービス向上の取組

カ　ニーズ対応費の使途について（※地区センターのみ該当）

エ　利用者ニーズの把握と運営への反映

当法人では、利用者の声を施設の運営に反映するために、「利用者アンケート」「利用者会議」「利用時の聞き取り」、「ご意見箱」「地区センター委員会」「スタッフからの意見収集」などを実施し、地域の皆様や利用者の意見を集めてニーズ把握を行っています。それを参考に毎年の事業計画を立て、利用者会議とセンター委員会で説明し意見を伺っています。

そのほか、自治会、地区社会福祉協議会などの定例会に参加して地域の情報やニーズを収集し、さらに地区センターの協力できる情報を提供し、地域と協力できる体制を築いています。

来館者の苦情には、館内に苦情対応方法を明示し、意見及び回答を掲示しています。

オ　利用者サービス向上の取り組み

利用者サービス向上については、これまで当法人が上げた利益のほとんどを老朽化した設備や備品の修繕・交換に費やしてきました、これを継続します。

また、次のことを提案します。

（ア）施設の利用を促し、地域交流を促進するため、活動の場を必要とする個人や団体、サークルの結成に対して、積極的に助言・相談・調整に応じます。施設運営は、明るく親切丁寧をモットーに、来館者への挨拶からはじまる接客の向上を図り、相談に的確に応じられるよう、スタッフのコーディネイト能力向上のための教育・研修を行います。また、ほどがや地区センターの機能以外のニーズがあった場合、他の施設の紹介や情報提供する機能をさらに充実させたいと考えます。

（イ）ほどがや地区センターを利用していない近隣住民にも満足していただけるよう、地区センター内のサービスに留まらず、地域のイベントや町内の美化や各地域団体への協力など、地区センターの外に出てサービスを提供することも重要な取り組みと考えます。

来館者によるゴミや吸い殻の投棄、自動二輪車による騒音、秋の落葉の清掃、夜間利用者も多いこと等々に対して、近隣の皆様へ迷惑をかけないよう細心の配慮も必要です。

（ウ）団体予約について、利用日当日において、1時間単位で利用できること、利用日の2週間以内は予約数に制限がないことを周知し、利用者サービスの向上につなげます。

カ　ニーズ対応費の使途について

ニーズ対応費は、利用者の皆様へのサービス向上のために有効に使用します。利用料金収入の３分の１にあたるニーズ対応費、備品購入費等については次年度予算を利用者に公開し、毎年実施する利用者アンケート等を参考に、センター委員会で使途を検討し決定するという方針をとっています。

利用者の皆様の意見をもとに、管理費を節約し３分の１以上の予算を利用者還元に努めていますが、更に推進していきます。

(5)　自主事業計画

（１）身につけた知識を社会に役立てる、活動の場を提供する

私達は、「公共施設の行う自主事業は、単に一人ひとりの興味を満たす講座に留まらず、生涯学習を通じて心の豊かさを増してゆく」「身につけた知識を社会に役立てることで自己の価値を高めてゆくことへ発展させること」と考え実践してきました。そのためには単に学ぶ場を作るだけではなく、「学んだ知識を社会に還元するための活動の場を提供すること」も私達の責務と考えます。私たちは、「同じ趣味を持った受講者たちを更に自主的な活動へ発展させ、心の豊かさを持った仲間をつくる」そして活動の場を提供することにより「コミュニティの活性化へつなげる」…それが自主事業の本来の目的と考えています。

（２）自主事業の企画について

私達が実施してきた自主事業は、生涯学習やレクリエーション活動指導法、グループワーク援助法などの専門知識を持った職員たちが、情報力をフルに活用して地域や市内の生涯学習指導者や社会資源を選定し良質な講座を区民に提供してきました。その基本的な考え方は次のとおりです。

ア　自主事業の企画に関しては、「全てのライフステージのニーズを考慮して企画をする」「幅広い世代の年齢層が参加できる自主事業を考案する」「育児講座、介護、健康づくりなど、特定の世代の生活に役立つ自主事業も考案する」ことが必要と考えています。区民の皆様の多種多様な興味に応えるように、スポーツ、文化、娯楽、国際性を考えた講座などあらゆる分野の講座を企画します。

イ　当地区センターは交通の利便性を考えますと、他の地区センターの圏域ではニーズが低く成立しない講座でも（俳句、短歌、謡曲等)、区内全域のニーズを考えると十分に成立する講座もあると考えるので、保土ケ谷区全域のニーズを把握した講座の企画も実施します。

ウ　安価な受講料で良質の講座を数多く提供できるよう、低予算で満足度の高い講座を企画する必要があります。近隣の施設や機関と連携を図り、効果的効率的な自主事業等の工夫をしています。

エ　保土ケ谷区読書活動推進に於ける区民が読書に親しめる「読書感想文を書こう」「こども読み聞かせ」講座や「合同育児講座」のほか、私たちが企画した自主事業が現在では区役所の重要な事業になっている講座がいくつかあります。引き続き、社会的ニーズを正確に把握し、公益性・効率性・公平性と社会啓発につなげられる自主事業を考えていきます。

（３）指導者の育成事業

生涯学習を効果的に実施するためには、「面白そう」という印象の講座を企画することが重要です。学んだものを興味を損なわずに継続していくためには、魅力的な指導者が必要だと思います。私達は講座の企画だけではなく、このような魅力を持った講師を発掘し、また地域に潜在している専門知識を持った方々を生涯学習指導者として啓発・育成することも重要な責務と考えています。初めての自主事業の講師を担当する際は、事前に十分に話し合い、私たちが企画した自主事業が生涯学習指導者を育成する場にもなるように努めています。

（４）ＰＲ方法と広報能力の充実

企画した自主事業を区民の皆様に広く伝えるため、あらゆる広報媒体を研究し、分かりやすい広報を作成し、あらゆる世代に伝達できる広報を行っていきます。

(6)　施設の維持管理計画

（1）　法定点検

法定点検を遵守し、保土ケ谷区長との契約を遵守した施設維持管理計画を実施します。　この法定点検等につきましては、専門の管理事業者と委託契約を締結し、次のとおり実施します。

項　目	業　　務	年回数	実施月
電気・機械設備点検	設備・巡視点検	12	毎月
	空調機保守点検及び冷暖房機器保守点検	4	5,8,11,2 月
	電気設備点検、電気工作物保安管理	6	隔月
衛生管理	レジオネラ属菌検査	2	5,8 月
	冷却水対策	1	5 月
建物等	建築設備定期点検	1	4 月
	消防設備点検	2	6,12 月
	昇降機点検	12	毎月
	自動ドア点検	2	7,1 月
	機械警備点検	毎日	毎日
清掃等	床面定期清掃	4	4,7,10,1 月
	窓ガラス清掃	4	4,7,10,1 月
	カーペットシャンプークリーニング	4	4,7,10,1 月
	フローリング清掃	2	7,1 月
	照明器具清掃	1	10 月
	料理室フード及びフィルター清掃	2	4,10 月
	換気扇清掃	2	7,1 月
	植栽剪定・草刈	2	6,10 月
	害虫駆除	2	8,2 月
	ウォータークーラー清掃・水質検査	1	9 月

（2）　日常点検

● 施設美化

作業スタッフが開館 1 時間 30 分前に出勤し、館内外の清掃を行います。当センター利用者以外にも買い物客や公園利用者のトイレ利用が多いため、スタッフにより毎日３回以上の点検を行い、さらに月１回は専門業者に清掃委託し清潔なトイレを維持します。

● 造園・花壇　～　地域貢献事業「まちのお花の名所づくり」の展開

「綺麗にすれば汚されない」施設を実践するため、花壇整備を当センター利用の園芸団体の協力により、地域の「お花の名所」を整備しています。

● 定期巡視

毎日、開館時間前にチェックリストを元に設備点検を行い、事故の予防をします。開館時間内はスタッフが３回以上見回りを行い事故予防と施設の美化を維持します。

（３） 積立金による修繕

管理費の節減等の収支計画により、積立金を捻出し、委託費では賄えない修繕に充当します。

(7)　収支計画（収入計画）
ア　収入計画の考え方について
イ　増収策について（※地区センターのみ該当）

ア　収入計画の考え方について

（ア）基本的考え方

指定管理者制度が、「住民サービスの向上」と「経費の節減」を目的として導入された経緯を重視し、当法人としては、様々な取組みを創意工夫して収入の増加を図り、同時に法人自体の経営の安定も確保し、利用者に有効還元することでサービス向上を図ることを基本に収入計画を作成します。

（イ）収入計画の特徴と独自性

当法人は、「区民を主体とした活力とふれあいのある快適な地域社会の実現に寄与することを目的とする」公益的な団体です。法人が行うことができる事業は極めて限定的であり、横浜市から支払われる指定管理料が、法人全体の収入の大きな割合を占めています。

指定管理料のほか、指定管理者業務に付随して生じる利用料金収入、自主事業収入、自動販売機収入等はいずれも貴重な財源となっています。特に利用料金収入は、法人の努力によって、本来の業務の中で法人全体の収入増加につながる途が開かれているという意味で重要であり、様々な創意工夫を傾注して増加を目指すべきと考えます。

自動販売機を設置し稼動していますが、地区センター利用者にとって好評であると同時に、当法人にとっても貴重な収入源になっています。

イ　増収策について

増収策については、公共施設であるため、条例などで許容される範囲で実施し収益を伸ばしてきました。安定した経営を図るためには、減収のリスクがある収入項目を徹底的に改善することも不可欠と考えています。

次の増収策を講じます。

（ア）利用料金収入の拡大

- 様々な区民の皆様のニーズに対応できるよう、多目的に会場が利用できるよう改善してきました。今後、地域の新たな要望や潜在しているニーズの発掘や、多様化し変化してゆくニーズに対応した機能を向上してゆきます。
- 会議室の利用申込は、前月１日に予約抽選会を実施し、抽選会終了後の空き室予約は先着順で受付します。定期的なサークル活動に支障がなくなった「２週間前の空き室」は回数に制限なく利用することを可能とし、「その期間は個人利用も可能」と改正しました。
- 自主事業を引き継いだ事後サークルについては、３か月間の優先予約を可能とし、継続的で円滑なサークル活動ができるよう支援し、さらに増収を図ります。
- 利用当日のみ、１時間単位で利用できる料金設定を行って、稼働率を上げ利用料金収入の拡大を図りました。

（イ）自主事業収入の拡大について

自主事業の効率化を図り安価な参加費で区民の皆様に良質な講座を数多く受講いただくことにより

増収を図ります。人気が高く、参加者が定員を大きく超えた講座については、講師の協力を得て複数回の開催を行い増収を図りました。

（ウ）印刷費収入の拡大

ホールの印刷機は新型機種に交換しました。利用団体ばかりではなく地域の皆様にも使われ、印刷費収入は毎年増収しています。地域自治会活動などでもニーズは高く、さらに広報をしていきます。

（エ）自動販売機収入の安定化

館内と敷地内に１台ずつ導入した災害対応型自動販売機は大きな収益をもたらしています。今後も、人気商品と利用者様へのモニタリング等により安定した販売実績を確保します。

(7)　収支計画（支出計画）
　ウ　支出計画の考え方について

ウ　支出計画の考え方について

（ア）基本的な考え方

当法人は地区センターの運営に当っては、より少ないコストで質の高い利用者満足度を追求することを基本としています。限られた予算や人員を効率的に使い、全体経費の削減に努め、生まれた余裕をサービスの向上や設備改善に充当して、利用者満足度の向上を図ります。

管理費については、横浜市が標榜する環境行動都市に直接関係する問題として捉え、不用の照明のスイッチを切ることや節水等日常の中で、職員、スタッフの意識を徹底させることや、利用者の理解と協力を得て、今日の我々の行動様式そのものを見直すという大きな発想で取り組んでいきたいと考えます。

事業費については、まさに地区センターの個性を発信する源泉になっており、限られた予算の中で自主事業の企画の内容に合わせて最大限優先して執行させるべきであると考えます。

ニーズ対応費については、横浜市の指導に従い利用料金収入見込み額の 3 分の 1 に相当する額を確実に充当し、使途については利用者会議等において利用者の声を聞き、それを反映させながら決定していくという手続きを経ることが重要であると考えます。

（イ）具体的な計画

当法人はほどがや地区センターにおいて、管理費や事務費、その他経費の削減と効率的な運営を図り、着実に管理費等を抑えてきました。

a. 管理費の節減

日常の活動の中で節電・節水等を実践することは、管理費の節減だけでなく、環境行動都市の実践に向けた行動であることを職員・スタッフに徹底し、利用者にも理解と協力を求め一体的な取組みとします。

・光熱費などの節約：利用者の皆様と協力して横浜市の指導する暖房 19 度、冷房 28 度を遵守し、利用者様のいない部屋の照明は職員が小まめに消して節電をしていきます。
・水道蛇口への節水コマの取り付け。
・ゴミの削減：利用者様にはゴミの持ち帰りに協力いただき、地区センター敷地は一般通行路にもなっているために、地域住民・利用者にもゴミや吸い殻のポイ捨て禁止を呼びかけます
・印刷資料の削減
　パソコンのディスプレイ機能や掲示板等を活用し、廃棄物になる紙類を極力削減します。
・設備の予防保全により不具合の程度を軽くし、修繕費の削減を図ります。

b. 複数の施設運営をするスケールメリットを活かす経費削減

・会計経理、労務管理を法人事務局が総合的に行い経費削減を実現させています。
・当法人管理の 10 施設で、設備の保守管理や定期清掃などの共同委託・購入と複数年度契約を行うことで経費を削減します。

c. 人材の効率的活用

点検・確認、清掃等の作業は、マニュアルやチェックポイントの図表を整備して、業務を単純化し担当者の負担を減らすことにより作業効率の向上を図り、生じた時間を利用者サービスに向けます。

（様式3）

令和2年度　横浜市ほどがや地区センター自主事業計画書

団体名　一般社団法人 保土ケ谷区区民利用施設協会

事業名	①募集対象 ②募集人数 ③一人当たり参加費	自主事業予算額					
		総経費	収入		支出		
			指定管理料から充当	参加費	講師謝金	材料費	その他
1.幼児教室	未就園児と保護者 200人 無料	13,000	13,000	0	0	0	13,000
2.サークル活動応援します！体験講座	18歳以上 40人 無料～1000円	35,000	15,000	20,000	0	30,000	5,000
3.子どもの居場所＆体験教室	小学生 200人 無料～200円	31,000	28,000	3,000	10,000	18,000	3,000
4.太極拳講座	18歳以上 40人 900円	41,000	5,000	36,000	36,000	0	5,000
5.薬膳料理教室	18歳以上 40人 1,000円	62,000	22,000	40,000	12,000	40,000	10,000
6.四季で飾るパッチワーク	18歳以上 15人 1,200円	42,000	24,000	18,000	18,000	18,000	6,000
7.基礎から学ぶヴォイストレーニング	18歳以上 40人 1,500円	80,000	20,000	60,000	70,000	0	10,000
8.泣いても大丈夫！コンサート	乳幼児と保護者 30組 無料	16,000	16,000	0	12,000	0	4,000
9.フラワーアレンジメント	18歳以上 15人 1,200円	30,000	12,000	18,000	6,000	18,000	6,000
10.ソフトヨガ	18歳以上女性 20人 1,500円	35,000	5,000	30,000	30,000	0	5,000
11.リラックスナイトヨガ	18歳以上女性 10人 1,200円	21,000	9,000	12,000	18,000	0	3,000
12.クリスマスリースを作りましょう	18歳以上 15人 1,200円	41,000	23,000	18,000	18,000	18,000	5,000
13.子どもおもしろ実験室	小学生 40人 300円～500円	52,000	32,000	20,000	22,000	20,000	10,000
14.手造り味噌体験教室	18歳以上 40人 1,200円	80,000	32,000	48,000	20,000	48,000	12,000

（様式3）

15.フィットネス講座	18歳以上女性 10人 1500円	23,000	8,000	15,000	18,000	0	5,000
16.大人のためのヨガ	18歳以上女性 20人 1,500円	35,000	5,000	30,000	30,000	0	5,000
17.文化祭＆体験講座	自由 1500人 無料～1000円	310,000	250,000	60,000	30,000	100,000	180,000
合計		947,000	519,000	428,000	350,000	310,000	287,000

（様式4）

令和2年度　横浜市ほどがや地区センター自主事業別計画書（単表）

団体名　一般社団法人 保土ケ谷区区民利用施設協会

事業名	目的・内容等	実施時期・回数
1.幼児教室	地区センター近隣の保育園や運動会、お楽しみ会などで地区センターをご利用いただいてる保育園に協力してもらい、乳幼児を子育て中のおかあさんを応援するもの。地域の1歳半以上の未就園児と保護者を対象に、各保育園の保育士と園児がリズム遊びやパネルシアターなどを通じて交流する「みんなで遊ぼう」を開催する。また音楽サークルによる音楽を取り入れた「音楽あそび」なども実施し、幼児の成長過程に重要な社会経験の場の提供、近隣保育園との情報交換などを主な目的としている。	5月～3月 5回 （参加者は毎回募集）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
2.サークル活動応援します！ 体験講座	ほどがや地区センターで活動している、会員減少傾向にあるサークルや、新規に立ち上げたサークルなど、会員を募集しているサークルを応援するために地区センターの自主事業として取り上げ協力する。	４月～３月 ２回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
３.子供の居場所&体験教室	子どもの居場所は、小学生を対象に地区社会福祉協議会と地域住民が協同で委員会を運営しているが、地区センターでも放課後の子どもたちの遊び場、運動の場、勉強の場として場所の提供と卓球のラケット、ボールの貸出しをしている。また日本の文化を教える目的体験教室も開催する。	４月～３月 （平日の15時～17時）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
４.太極拳講座	当館では、久しくの講座。健康法として多くの方々に浸透しており、人気の講座になる可能性十分。	４月～５月・１２月～１月 ２回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
５.薬膳料理教室	身体によいといわれる薬膳の知識を学び、普段の家庭料理にも取り入れられるような身近な食材で作れる薬膳料理を紹介する。	７月・１２月 ２回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
６.四季で飾るパッチワーク	季節ごとにパッチワークのタペストリーを作成する。オリンピックイヤーをモチーフに作成予定。	６月～７月 １回

事業名	目的・内容	実施時期・回数

7.基礎から学ぶヴォイストレーニング	声を出すことの基礎トレーニング。正しい発声を身につけることにより姿勢を整え、体幹を鍛えるなどの健康づくりや、大きな声を出すことによって気持ちも体も元気になり、前向きな生き方を応援する。毎回参加希望者が多数の人気講座。	5月～7月・1月～3月 2回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
8.泣いても大丈夫！コンサート	乳幼児をもつ保護者向けに実施する、プロの演奏家によるクラシックコンサート。普段、乳幼児を連れて聴きに行くことのできないクラシック音楽を、泣き声なども気にせず気軽に楽しんでいただくことを目的としている。	3月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
9.フラワーアレンジメント	アンケートを実施しても、いつも「やってほしい自主事業」の中で上位になる講座。季節のお花を使ってアレンジメントを楽しむ。	5月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１０.ソフトヨガ	ヨガを始めてみたい方の初心者向けの講座。大人のためのヨガに繋げる目的もある。	5月～6月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１１.リラックスナイトヨガ	普段仕事をされていて、昼間になかなか時間を作れない方のための夜のヨガ教室。	9月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１２.クリスマスリースを作りましょう	クリスマスに飾るリース作成。お花や、実を使い洋風な作品を、時季の雰囲気と合わせて楽しむ。	１１～１２月 1回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１３.子供おもしろ実験室	小学生を対象に、実験、工作等を通じて楽しく科学を学ぶ。また夏休みの宿題の対策にもなっている。	7月・8月 2回

（様式4）

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１４.手造り味噌体験教室	話題の発酵食品である味噌造りを体験。自分たちで手造りの味噌造りを体験し、自身の健康づくりにも目を向ける。	１０月・２月 ２回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１５.フィットネス講座	健康と、スタイル維持のための運動として認知されているフィットネス。無理せず気軽にできる方法を紹介する。	７月

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１６.大人のためのヨガ	人気の高いヨガ講座。精神を統一させ集中力を高め、自分自身の心と向き合うための講座。また、自主事業からのサークルの立ち上げを目的としている。	１月～２月 １回

事業名	目的・内容	実施時期・回数
１７.文化祭＆体験講座	ほどがや地区センターを利用している、サークルの活動発表の場として文化祭を実施する。また、サークル活動のより深い理解やサークル会員増に繋がるよう、来場者向けに会見講座を開催する。	１１月 １回

目標設定・自己評価合体版

令和２年度ほどがや地区センター自己評価表

え

目標設定の視点	あ 計画内容及び運営目標	い 計画内容及び運営目標に対する実績	う 今後の取組（改善計画） 第29条第2項 第38条第4項	自己評価
利用者サービス	①春と秋に、保育園の運動会用体育室の利用枠調整を行い、サークル及び一般利用者に利用枠も確保します。 ②保育園の活動支援のため、毎月１回土曜日の優先利用枠を設定し、保育園以外の利用者枠を確保します。 ③半年以上に及ぶ工事の影響で、以前の利用団体が全て戻ってきてはいないので、空いている枠の利用促進を図る。			
業務運営	人員体制 ・受付スタッフは、午前２人、午後・夜３人の体制に戻すが、その体制を維持でき、休暇を取りやすい環境を整え、スタッフにも利用者にも快適な環境を整える。 ・災害時だけでなく、高齢化によりケガ・事故が増えているため、日頃から救急救命講習や避難訓練で、緊急時に備える。 ・ホームページ・センターだよりを活用して、団体利用も個人利用も利用促進を図る。 ・自主事業で、サークル新規会員増、サークル増を図る。 ・サークル紹介の広報を増やし、サークル支援強化、利用増を図る。			

職員育成	・消火・避難・救急救命・ＡＥＤ操作訓練を、年１回、全員に行う。感染症拡大防止研修も加える。 ・個人情報保護・人権尊重・市政理解等の研修を毎月実施し、利用者対応力を高める。 ・館長会、指定管理者連絡調整会議の内容を、全員に報告し情報共有を図る。			
財務	・保守管理は、年間計画を立てて法定点検を行い、清掃や樹木の剪定等は時期を考慮し効果的に実施する。 ・日常点検で見つかった小さな修繕個所は、できるだけ早期に対応し利用者の安全を図りたい。施設全体で、漏水箇所が多くあるため、区役所と協議しながら、優先順位をつけて修繕を行う。 ・机・椅子の更新を進め、体育用具の更新も進めていかなければならない。 ・ニーズ対応費を効果的に使うため、利用者の意見を広く聞く。図書やプレイルームのおもちゃ更新も早期に実施したい。			
利用者等の意見	利用者会議、利用者アンケート、ご意見箱、受付や点検時の会話の意見を丁寧に拾う。 センター委員会では、地域の団体の代表の方々の意見を伺い、地域の団体や様々な会議に参加する中で、意見の把握に努める。 センター委員会を２回、利用者会議１回、利用者アンケートを１回を実施します。 自主事業の参加者アンケートを行い、要望の高い講座を実施する。			

≪自己評価≫
Ａ：計画、目標を上回って実施
Ｂ：計画、目標を保持して実施
Ｃ：計画、目標を下回って実施
※「利用者等の意見」は、計画内容及び運営目標欄に利用者等から寄せられた意見・要望を、計画内容及び運営目標に対する実績・今後の取組（改善計画）欄に意見等に対する対応を記載

目標設定・自己評価合体版

平成３１年度ほどがや地区センター自己評価表

え

目標設定の視点	あ 計画内容及び運営目標	い 計画内容及び運営目標に対する実績	う 今後の取組（改善計画） 第29条第2項 第38条第4項	自己評価
利用者サービス	①保育園の体育室の優先利用調整を行い、サークル及び一般利用者の利用枠を確保します。 ②保育園の活動支援のため、レクホールの優先利用枠を設定し利用調整は区役所が行います。 ③今年度は、工事により、体育室は約 6 か月、全館は約 2 か月利用できない期間があるため、工事について丁寧な説明と利用可能な時期の相談を受け、利用者の利便をできるだけ損なわないよう配慮します。休館時も情報発信に努めます。	①5 月、6 月に、2 コマずつ運動会用の利用調整を行った。 ②レクホールの毎月 1 回の優先枠が浸透し、団体利用と共存が図れている。 ③体育室は 7 月から 6 か月半、全館休館は 10 月から 11 月の 2 か月間ありましたが、ホームページ、館内掲示のほか、個別の声かけを行い利用者の協力を得ることができた。	①春と秋に、保育園の運動会用体育室の利用枠調整を行い、サークル及び一般利用者に利用枠も確保します。 ②保育園の活動支援のため、毎月１回土曜日の優先利用枠を設定し、保育園以外の利用者枠を確保します。 ③半年以上に及ぶ工事の影響で、以前の利用団体が全て戻ってきてはいないので、空いている枠の利用促進を図る。	B
業務運営	人員体制 ・団体利用と体育館の個人利用のある午後と夜間にスタッフ 3 人体制にしていますが、体育室工事中は 2 人体制とします。 緊急時の体制と対応計画 ・緊急時は、その場にいる職員・スタッフが対応します。日頃から、救急法や避難訓練を行い、いざというときに備えます。 利用促進策 ・自主事業で、サークル新規会員募集につなげます。 ・サークル及び各部屋の紹介をホームページとセンターだよりに掲載し PR を強化して利用増を図ります。	人員体制 ・工事期間中は、スタッフ人数を減ったが、器材搬出入・大型車両稼働時等は利用者・通行者の安全を十分配慮し、事故なく工事を終えられた。 ・夏の暑さが厳しかったため、具合の悪くなる利用者や通行者がいたが、適切に対応できた。 ・自主事業参加者に、サークル案内や会員募集団体の紹介を行った。 ・センターだよりに、個人利用方法を掲載し、新規利用者の増加を図った。	人員体制 ・受付スタッフは、午前２人、午後・夜３人の体制に戻すが、その体制を維持でき、休暇を取りやすい環境を整え、スタッフにも利用者にも快適な環境を整える。 ・災害時だけでなく、高齢化によりケガ・事故が増えているため、日頃から救急救命講習や避難訓練で、緊急時に備える。 ・ホームページ・センターだよりを活用して、団体利用も個人利用も利用促進を図る。 ・自主事業で、サークル新規会員増、サークル増を図る。 ・サークル紹介の広報を増やし、サークル支援強化、利用増を図る。	B

職員育成	・消火・避難・救急救命・ＡＥＤ操作訓練を、年１回、全員に行います。 ・個人情報保護・人権・市政理解等の研修を毎月実施します。 ・館長会、指定管理者連絡調整会議の内容を、全員に報告し情報共有を図ります。	・防災・救命・人権・個人情報保護等の研修のほか、希望者にエクセル操作研修を行った。 ・指定管理・地区センター運営・工事情報の共有を、丁寧に行った。	・消火・避難・救急救命・ＡＥＤ操作訓練を、年１回、全員に行う。感染症拡大防止研修も加える。 ・個人情報保護・人権尊重・市政理解等の研修を毎月実施し、利用者対応力を高める。 ・館長会、指定管理者連絡調整会議の内容を、全員に報告し情報共有を図る。	A
財務	・保守管理は、計画を立てて法定点検等を行い、日常点検はスタッフにより１日３回以上の巡視を行います。 ・ 施設の維持管理では、全館 LED 化、トイレ・通路のバリアフリー工事を進めます。修繕個所が多くあるため、優先順位をつけて必要な修繕を行い施設の改善を図ります。 ・老朽化備品・用具の更新は、料理室のコンロ１台、椅子を３脚更新します。 ・ニーズ対応費の使途は、できるだけ利用者の要望を汲み取りセンター委員会で検討して決定します。	・保守管理は計画通り遂行したが、一部工事により、実施時期が変動したものがあった。 ・決算状況を精査し、予算の範囲内で当初予定していなかった修繕及び施設改修を行うことができた。 ・コンロ・オーブン１台、娯楽コーナーの椅子を１５脚更新できた。 ・ニーズ対応費は、センター委員会で優先順位を決めて執行できた。	・保守管理は、年間計画を立てて法定点検を行い、清掃や樹木の剪定等は時期を考慮し効果的に実施する。 ・日常点検で見つかった小さな修繕個所は、できるだけ早期に対応し利用者の安全を図りたい。施設全体で、漏水箇所が多くあるため、区役所と協議しながら、優先順位をつけて修繕を行う。 ・机・椅子の更新を進め、体育用具の更新も進めていかなければならない。 ・ニーズ対応費を効果的に使うため、利用者の意見を広く聞く。図書やプレイルームのおもちゃ更新も早期に実施したい。	A
利用者等の意見	利用者会議、利用者アンケート、ご意見箱、受付や点検時の会話から意見を伺います。 センター委員会では、地域の団体の代表の方々の意見を伺い、地域の団体や様々な会議に参加する中で、意見の把握に努めます。 センター委員会を２回、利用者会議１回、利用者アンケートを１回を実施します。	・利用者アンケートを、近隣町内会の代表者に配付し回答を得た。 ・利用者会議は、新型コロナ感染症拡大時期と重なり参加者は少なかったが、アンケートに具体的な要望の記入を得られた。 ・新型コロナの影響で、センター委員会が年度内に２回開催できなかった。	利用者会議、利用者アンケート、ご意見箱、受付や点検時の会話の意見を丁寧に拾う。 センター委員会では、地域の団体の代表の方々の意見を伺い、地域の団体や様々な会議に参加する中で、意見の把握に努める。 センター委員会を２回、利用者会議１回、利用者アンケートを１回を実施します。 自主事業の参加者アンケートを行い、要望の高い講座を実施する。	C

≪自己評価≫
Ａ：計画、目標を上回って実施
Ｂ：計画、目標を保持して実施
Ｃ：計画、目標を下回って実施
※「利用者等の意見」は、計画内容及び運営目標欄に利用者等から寄せられた意見・要望を、計画内容及び運営目標に対する実績・今後の取組（改善計画）欄に意見等に対する対応を記載